

昭毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

(翌日)

鳥取県公報

鳥取県条例第三十号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル

朗

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「恩給法ノ適用ヲ受クル公務員」を「恩給法第十九条ニ規定スル公務員及法令ニ依リ當該公務員ト見做サル者(以下「公務員」と謂フ)」に改める。

第二十五条ノ二第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

◇条例
目 次
鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル
条例の一部を改正する条例
恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び
退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員
在職期間との通算に關する条例の一部を改正
する条例
退職年金及び退職一時金の基礎となるべき
恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び
退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員
の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき
在職期間との通算に關する条例の一部を改正
する条例
部を改正する条例の一部を改正する

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一
部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十六年十二月二十一日

条例

労働福祉事業団設立ノ際県吏員等トシテ在職スル者
引続キ県吏員等トシテ在職シ引続キ労働福祉事業団ノ
ニ際シ引続キ當該雇用促進事業団ノ役員又ハ職員トナ

退職一時金又は遺族一時金を受けた者である場合においては、当該退職年金又は遺族年金の年額は、退職年金については当該一時恩給、退職一時金又は遺族一時金（その者が二以上のこれらものを受けた者であるときは、その合算額とし、既に国庫又は都道府県若しくは市町村に返還されたものは、控除するものとする。）の十五分の一に相当する額を、遺族年金についてはこれらの額の三十分の一に相当する額をそれぞれその年額から控除した額とする。

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石破二朗

の都道府県の職員又は市町村の教育職員であつた者がで職員となつたものが退職した場合において、当該公務員としての在職期間（普通恩給の基礎となつた在職期間を除く。）又は当該他の都道府県の職員若しくは市町村の教育職員としての在職期間に對して一時恩給、他の都道府県の退職一時金又は市町村の退職一時金を受けた者に退職年金を支給するときについて準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。ただし、この条例による改正後の第九条第二項及び第三項の規定は、同日以後職員を退職した者又は職員として在職中死亡した者について適用する。

（旧日本医療団職員期間等の算入に伴う経過措置）

第二条 この条例による改正前の条例の規定により、公務員としての在職期間を通算されるべき者のうち、昭

和三十一年九月一日からこの条例の施行日の前日までの間に退職した職員で、その者の公務員としての在職期間の計算につき法律第百五十五号附則第四十一条第一項又は第四十二条第一項及び改正後の第五条第一項の規定を適用することによつてその者の在職期間が十七年に達することとなるもの又はその遺族については、同年十月から退職年金又は遺族年金を支給し、同年九月三十日において現に同法附則第四十一条第一項又は第四十二条第一項及び改正後の第五条第一項の規定の適用を受けることなくして計算された公務員としての在職期間を基礎とする退職年金又は遺族年金の支給を受けているものについては、同年十月分からこれらの規定を適用してその年額を改定する。

2 前項の規定は、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者に相当する者については、適用しない。

3 第一項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、職員に係る一時恩給、

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十四年十月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の次に次の二条を加える。

（適用日前に普通恩給権等を有していた者の在職期間の通算に関する特例）

第五条の二 この条例により市町村の教育職員としての在職期間を通算されるべき職員で適用日前に普通恩給権又は他の都道府県の退職年金権を有することとなつたものについては、その者が適用日前において最短一時金年限以上の当該市町村以外の市町村の教育職員

としての在職期間を有していても、改正後の第四条の規定にかかわらず、当該在職期間を職員としての在職期間に通算しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後職員を退職した者又は職員として在職中死亡した者について適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印紙所 鳥取県鳥取市栗谷町

(定額 一部月極 一二〇円 (配達料共))